

答申第52号

「県営住宅退去時の原状回復に関する文書他1件の非開示決定（不存在）に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「栃木県県営住宅条例（栃木県条例第1号）（明渡し時の入居者の義務）第31条2項に「入居者は、県営住宅を明け渡すときは、知事が別に定めるところにより、当該県営住宅を原状に回復しなければならない。」と記載されているが、知事が別に定める文書」（以下「本件公文書1」という。）及び「県営住宅を退去する場合の畳、襖等の原型復旧確約書（以下「本件確約書」という。）の中の県の仕様に基づく文書」（以下「本件公文書2」という。）について、いずれも非開示決定をしたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年9月1日付けで本件公文書1、同月6日付けで本件公文書2の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、いずれの公文書も保有していないことから、本件開示請求に対して、平成21年9月11日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その処分を取り消し、本件確約書を作成した責任は栃木県にあるとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立書及び答弁書（審査会としては、実施機関の開示決定等理由説明書に対する意見書の提出を求めたところ、異議申立人からは答弁書という名称の書面で提出されたものである。）における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に対する非開示決定は、次の理由により違法である。

本件確約書は実施機関に提出するように作成されており、栃木県住宅供給公社（以下「公社」という。）で独自に作成することはできない。また、公社で独自に作成したとしても、栃木県の指導のもとに行い、責任は栃木県にある。この理由により、本件確約書は無効であり、県営住宅入居者全員に返却すべきである。

(2) 処分庁は、本件公文書1が存在しない限り、本件確約書に記載されている内容を実施することができない。このことを処分庁が実施した場合は、有価証券偽造及び詐欺の疑いがある。

(3) 処分庁は、本件公文書2が存在しない限り、本件確約書に記載されている内容を実施することができない。このことを処分庁が実施した場合は、有価証券偽造及び詐欺の疑いがある。

(4) 処分庁は、行政不服審査法第47条第4項の規定により、妥当であれば審査庁（栃木県情報公開審査会）に諮問なしに、決定書において、その旨を宣言できる。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人に対して、本件請求に係る公文書は保有していないとして非開示決定したことは妥当である。
- (2) 本件公文書1については、入居者が県営住宅を明け渡す際の状況は、入居期間等により千差万別であり、原状回復について、知事が一律に、別に定めることは実態になじまないことから、明渡し時の状況に応じて個別に判断するために、作成していない。
- (3) 本件公文書2については、本件確約書において、県の仕様に基づく畳の表替及び襖の張替を求めているが、畳及び襖の仕様については、県営住宅の建設時期等により異なるため、既設の物と同等品による復旧としていることから、改めて県の仕様は定めていない。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 具体的な判断

(1) 対象公文書について

本件開示請求は、栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）第31条第2項に規定されている「知事が別に定める」とされている内容がわかる文書及び本件確約書の中の「県の仕様に基づく」とされている内容がわかる文書である。

実施機関は、いずれの公文書も作成していないことから不存在であると主張しているため、当審査会としては、本件公文書の保有の有無について検討した。

(2) 本件公文書の保有の有無について

実施機関の説明によると、本件公文書1については、県営住宅の明渡しの際の状況は、入居期間等により千差万別であり、一律に内容を決定することは実態になじまないことから、また、本件公文書2については、県営住宅の建設時期等により畳及び襖の仕様が異なるため、既設の物と同等品で対応しており、あらためて県の仕様を定めてはいないということから、いずれの公文書も作成していないということである。

県営住宅への入居の実態に応じた対応ができるよう、予め、詳細な物品の仕様や

具体的な内容を決定していないということは十分考えられるところである。

また、県営住宅の管理業務は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき公社が管理代行しており、畳、襖等の原状回復については、退去時に公社と入居者が協議し、既設の物と同等品の復旧となるよう、公社が検査、修繕指導を行っているという実態も確認されたところである。そのため、予め、詳細な仕様等を決めておく必要がないことも理解し得るところである。

このようなことから、本件公文書1及び2を作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件請求に対して、本件公文書1及び2は保有していないとして非開示決定をしたことは妥当である。

(3) その他異議申立人の主張について

異議申立人は、非開示決定の取消し以外についても主張しているが、これら主張は、いずれも本件異議申立ての対象となる処分とは関係のないものであり、審査の対象とはならないものである。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年11月 6日	・ 諮問書の受理
平成21年11月19日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成21年11月30日 (第218回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成22年 1月22日 (第220回審査会)	・ 審議
平成22年 2月26日 (第221回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
星 法 子	白鷗大学准教授	
水 沼 富美男	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	会長職務代理者